

由布市中小企業者等省エネ設備導入促進支援金

コロナ禍においてエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市内中小企業者の負担軽減及び持続的発展に向けた支援を行うため、対象の省エネ設備を購入した方へ市独自の支援金を予算の範囲内で交付します。

※省エネ設備とは…下記の対象機器のうち省エネルギー基準達成率が100%以上の機器の事です。

<対象機器> エアコン、照明器具(LED電灯器具・蛍光灯器具)、テレビ、電子計算機(コンピュータ、サーバー)、磁気ディスク装置(ハードディスクドライバ)、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、ストーブ(ファンヒーター)、ガス調理機器(こんろ、オーブン)、ガス温水機器、石油温水機器、電気便座、変圧器(トランス)、ジャー炊飯器、電子レンジ、DVDレコーダー、ルーティング機器、スイッチング機器、ヒートポンプ給湯機(エコキュート)、交流電動機(モーター)、電球、ショーケース

●**交付金額** ※令和4年4月1日以降に購入したものが対象です。

上限額：30万円(1事業者あたり) 補助率：1/2

※千円未満切捨 ※5万円以上の購入が対象です。

※設置に要する費用は対象外です。

省エネ基準
クリア!

家電についてはこの
マークが自印です!
(省エネ性マーク)



<給付要件>以下のすべてを満たす事業者

- ・申請時点において市内に事業所を有する法人又は個人事業主であること。
- ・市内で事業継続及び雇用の維持を行う意思を有すること。
- ・自らが所有する市内事業所に省エネ設備を設置すること。

※業務用の機器については、マークがついていない場合があります。詳しくはホームページをご確認ください。

※カタログや製品本体もしくは包装に表示されています。

<必要書類>

①申請書兼請求書(様式第1号) ※ホームページからダウンロードできます。

②口座情報の分かるもの(通帳の写し)

③省エネ設備を購入した際の領収書等(レシート、振込伝票等)の写し

※支払者、発行者、日付、金額、品名の記載があるもの

④省エネ基準達成率100%以上の製品であること、規格等が確認できるもの(カタログ・仕様書等)

※カタログや仕様書が入手できない場合は、可能な限りインターネット等で情報を収集し、画面を印刷し添付すること。

⑤事業所に設置した省エネ設備の写真 および 型式が確認できる箇所の写真

●申請期間・提出先

令和4年11月10日(木)～令和5年2月28日(火)

※予算が上限に達し次第終了

〒879-5498 由布市庄内町柿原302番地由布市役所商工観光課(新館2階)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則として郵送での申請にご協力ください。

※申請受付から3週間程度での支払を予定していますが、受付開始当初は申請が集中するため、時間がかかる場合があります。また、要件が確認でき次第の支払となります。

▼由布市公式
ホームページ



■お問い合わせ先 由布市商工観光課 ☎097-582-1304